

令和 8 年度いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーター PPP）
導入可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーター PPP）（管理・更新一体マネジメント方式）導入に向け、本市下水道事業の特性に応じたスキームの提案、事業費の算定、導入スケジュールの整理、市場調査の実施等、官民連携手法の導入可能性を調査するため、最も適切な企画力、実践力、専門的知識、経験及び実績を有する事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 事業名 令和 8 年度官民連携等基盤強化推進事業
- (2) 業務名 いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーター PPP）
導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）
- (3) 履行場所 いなべ市役所北勢庁舎
- (4) 業務内容 官民連携導入可能性調査一式（詳細は別紙「仕様書」のとおり。
- (5) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 9 月 22 日（水）までとする。
- (6) 予算上限額 金 21, 123, 300 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。
- (7) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上
ただし、いなべ市契約規則（平成 22 年規則第 16 号）第 28 条に該当する場合は、契約保証金の納付を免除とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、公告の日から令和 8 年 9 月 28 日（月）までの間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 参加者の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - イ いなべ市入札参加資格者名簿（物品・業務委託）において、業種「計画策定・コンサルティング業種細目「公共事業相談業務」及び「公共事業企画提案」に登録されている者であって、登録先所在地が三重県内にあるものであること。
 - ウ いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年いなべ市告示第 103 号）第 4 条第 1 項の規定による入札参加資格停止措置を受けている期間中でない者であること。
 - エ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
 - オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - カ いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 28 年いなべ市告示第 119 号）別表第 2 に規定する要件に該当する者でないこと。
- (2) 令和 3 年度以降に普通地方公共団体が発注した水の官民連携（ウォーター PPP）導入に関する検討調査業務の元請け事業者として履行した実績がある者であること。

- (3) 以下の技術者を配置できる者であること。ただし、技術者については、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。

ア 管理技術者

技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道一下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

イ 照査技術者

技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道一下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

なお、照査技術者は、本業務の管理技術者を兼ねることはできない。

4 事務局

いなべ市 水道部 下水道課

〒511-0492

三重県いなべ市北勢町阿下喜2633番地

電話：0594-72-3515

ファクシミリ：0594-72-3748

E-mail：gesui@city.inabe.mie.jp

5 日程

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

項番	区分 手続等	期限等
1	実施要領、仕様書等の公表（公告）	公告の日から令和8年9月28日（月）午後4時まで
2	参加申込書、実施要領及び仕様書に関する質問書の提出	公告の日から令和8年8月27日（木）午後4時必着
3	質問書に対する回答	令和8年9月1日（火）
4	参加申込書及び参加申込提出書類の提出	公告の日から令和8年9月3日（木）午後4時必着
5	提案資格確認結果通知書	令和8年9月8日（火）
6	技術提案書及びプレゼンテーション等に関する質問書の提出	令和8年9月8日（火）から9月11日（金）午後4時必着
7	技術提案書及びプレゼンテーション等に関する質問書に対する回答	令和8年9月15日（火）
8	技術提案書又は辞退書の提出	令和8年9月18日（金）午後4時必着
9	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年9月28日（月）
10	結果通知	令和8年9月30日（水）
11	最終ヒアリング	令和8年10月1日（木）から10月6日（火）
12	委託契約締結予定時期	令和8年10月7日（水）予定

6 プロポーザルの手続き

参加希望者は、「5 日程」により、次に従い必要な手続きを行うこと。

(1) 参加申込書等の提出

参加希望者は、「5 日程」に記載の提出期限までに、指定された様式に基づき参加申込書等を提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 参加申込提出書類（様式2）

①（様式2-1）参加資格要件総括表

②（様式2-2）会社概要書

③（様式2-3）類似契約実績書

④（様式2-4）業務実施体制書

⑤（様式2-5）配置予定技術者の経歴書

イ 提出先 「4 事務局」と同じ

ウ 提出方法 持参又は配達状況が確認できる方法で郵送すること。（受付は、いなべ市の休日を定める条例（平成15年いなべ市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

エ 製本方法 提出書類(ア)～(イ)①～⑤の順番で左上綴じとする。

オ 提出部数 1部（提出書類は全てA4サイズにより提出すること。）

(2) 提案資格確認結果及び提案提出要請書の交付

参加申込書を提出した者に対し、資格を有すると認めた者に、プロポーザルへの提案資格確認結果及び提案提出要請書を交付する。

ア 交付日 「5 日程」と同じ。

イ 交付方法 郵送（事前に電子メールにて写しを送付）

(3) 技術提案書等の提出

提案資格確認結果において、選定の通知を受けた者（以下「技術提案者」という。）は、「5 日程」に記載の提出期限までに、指定された様式に基づき技術提案書等を提出する。なお、辞退者は、技術提案書の提出期限までに辞退書（様式7）を提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 技術提案書（様式5）A4縦

①技術提案書は、書類符号を記したインデックスを付け、目次及びページ番号を付すものとする。

②受領した技術提案書は、プロポーザル審査後に正本1部を除き返却するものとする。

(イ) 工程計画表（様式任意A4縦）

(ウ) 業務実施体制書（様式2-4）

(エ) 配置予定技術者の経歴書（様式2-5）

(オ) 見積書（様式6）、見積内訳書（様式任意A4縦）

①金額の総額と、業務内容と金額を記した内訳について記述する。

②見積金額が予算上限額を上回る技術提案者の技術提案は無効とする。

イ 提出先 「4 事務局」と同じ

ウ 提出方法 持参又は配達状況が確認できる方法で郵送すること。
（受付は、休日を除く。）

エ 製本方法

タイプ A	提出書類 (ア)～(エ)	正本 1 部は、名称、代表者名のほか技術提案者を特定できる情報を記載する。副本 7 部は名称、代表者名のほか技術提案者を特定できる情報を記載しない。いずれも提出書類(ア)～(エ)順番で製本する。
タイプ B	提出書類(オ)	封入し、提出する。封筒には「いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーター PPP）導入可能性調査業務提案に基づく見積書」及び技術提案者名を記載する。

オ 提出部数 タイプ A 8 部(正本 1 部、副本 7 部)
タイプ B 1 部

(4) 質問書の提出、回答

ア 質問方法 参加申込書、実施要領及び仕様書等に関する質問、又は技術提案及びプレゼンテーションに対する質問がある者は、「5 日程」に記載の提出期限までに、質問書（様式 3）により、電子メールでの提出とし、電子メールの送信後、送達の手続きを行うこと。口頭による質問の受付は行わない。

イ 問合せ先 「4 事務局」と同じ

ウ 電子メールの件名 【質問書】いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーター PPP）導入可能性調査業務－質問書提出者名

エ 回答方法 いなべ市ホームページの入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

URL (<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1016177.html>)

7 プレゼンテーション

提出された技術提案書等に基づき、「5 日程」によりプレゼンテーションを開催する。

(1) 開催場所 いなべ市役所 北勢庁舎地階 第 1 会議室

(2) 控室 いなべ市役所 北勢庁舎 1 階 会議室

(3) 開催時間 午前 9 時 30 分より順次（予定）

(4) 所要時間 プレゼンテーション 20 分程度、質疑応答 10 分程度の計 30 分程度

(5) 留意事項

ア 会場への入室は、説明者を含む 4 名以内とする。

イ 説明内容については提出した技術提案書をもとに行うこととし、新たに書加えること及び別の図表等を追加することはできない。

ウ プレゼンテーションはパソコンを使用することができる。使用する電子データとパソコンは持参すること。なおプロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブル、電源タップは事務局で準備する。また、接続不良等の不具合は持ち時間内で対応すること。

エ プレゼンテーションの順番は、技術提案書類の受理順とし、指定時間の 15 分前までに所定の場所で待機すること。

オ 他の提案者のプレゼンテーション及び質疑応答を傍聴することはできない。

8 審査及び選定

提出された技術提案書等の審査については、いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーターPPP）導入可能性調査業務公募型プロポーザル評価委員会において行う。

(1) 参加申込書提出書類による書類審査

プロポーザル参加者は、上記3の参加資格を満たす者のうち、令和3年度以降における、水の官民連携（ウォーターPPP）導入に関する調査を含むPPP/PFI導入の検討調査業務を履行した実績数が多い順に最大3者を選定する。履行実績数が同数である者が複数ある場合は、直近3件分の履行実績の合計契約金額の高い順に選定する。選定の結果は、書面（事前に電子メールにて写しを送付）にて通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

いなべ市下水道事業における水の官民連携（ウォーターPPP）導入可能性調査業務公募型プロポーザル評価委員会において、以下の項目について技術提案書等に基づくヒアリング審査を行い、最も高い評価点を得た提案者を最適提案者とし、第2位の者を次点候補者として選定する。評価点が同点の場合は、技術提案内容が高い得点を得た者を上位とする。

評価項目	評価事項		配点
技術提案内容	・いなべ市の特性を踏まえた業務の理解度 ・業務実施方針の適合性 ・企画提案内容の独創性 ・スケジュールの履行可能性	10	65
	・現状分析及び課題の洗い出しの手法は適切なものが提案されているか	15	
	・官民連携事業のスキームの検討及びVFM算定等、導入効果検証における整理する項目及び整理方法は明確であるか	20	
	・サウンディングを行うにあたり、事業者の関心や要望についてヒアリング・アンケート調査等の実施方法や事業者の選定方法が具体的に提案されているか	20	
実施体制	・予定管理技術者が技術者資格を有していること。総合技術管理部門（上下水道部門）と上下水道部門を有する：5点 - 上下水道部門のみを有する：2点 ・様式2-3（1）同種業務実績の管理技術者としての経験がある：5点 ・様式2-3（2）類似業務実績の管理技術者としての実績がある：2点		10
業務実績	・様式2-3（1）同種業務実績がある：実績1件を3点として加点 ・様式2-3（2）類似業務実績がある：実績		10

	1 件を 1 点として加点	
プレゼンテーション	・熱意・取組姿勢 ・説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であったか	5
見積金額	見積金額 配点×（最低見積額／自社見積額） ※小数点以下切り捨てした数値	10
合計		100

(3) ヒアリング及び契約候補者

ア 審査終了後に最適提案者とヒアリングを行い契約候補者とする。

イ ヒアリングに出席しない場合又はヒアリングにより提案内容と大きく相違するなど、著しく不適当と判断した場合は、次点の技術提案者を最適提案者とし、上記アの手順により契約候補者としてすることができる。

ウ 上記により決定した契約候補者が契約を締結しない場合は、次点の技術提案者とヒアリングを行い契約候補者とする。

(4) プロポーザルの審査結果の公表等について

ア プロポーザルの審査結果及び審査を経て契約候補者として決定した者の名称は、技術提案者全員に書面で通知する。

イ 技術提案者の評価、審査経過及び評価理由等は公表しない。

9 契約締結に関する基本事項

(1) 契約内容の調整及び仕様書の確定

契約候補者及び市が、業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。

(2) 見積書の再提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を再提出する。

10 失格事項

次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

(1) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合

(2) 審査委員等に直接、間接を問わず、本プロポーザルに対する助言を求める等の働きかけを行った場合

(3) 提出書類に虚偽の記載がある場合

11 その他

(1) 本業務は、プロポーザル方式により受託者を選定するものであることから、技術提案書の記載内容及びヒアリング内容を尊重しつつ、具体的な業務内容は本市と協議のうえ決定することとする。

(2) プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザルに参加した者の負担とする。

(3) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(4) 技術提案書の提出後は、技術提案書等の修正又は変更はできない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、選定委員会が承諾したものについてはこの限りでない。

- (5) 契約締結者の技術提案書類の著作権は、契約締結者に帰属する。ただし、いなべ市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合、契約締結者の承諾を得ずに技術提案書等の内容が無償で利用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、いなべ市情報公開条例（平成 15 年いなべ市条例第 8 号）及びいなべ市情報公開条例施行規則（平成 15 年いなべ市規則第 8 号）に基づき、技術提案書等を公開することがある。